

多賀城市監査委員告示第10号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査の結果について、多賀城市長から同条第12項の規定により下記のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成30年4月9日

多賀城市監査委員 佐伯 光時

多賀城市監査委員 根本 朝栄

記

- | | |
|----------------|------------|
| 1 監査対象部署 | 議会事務局 |
| 2 監査結果の報告日 | 平成30年3月26日 |
| 3 措置状況の報告があった日 | 平成30年3月28日 |
| 4 措置状況報告の内容 | 別紙のとおり |

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 平成30年3月13日
- 3 監査対象部署 議会事務局
- 4 措置状況

番号	区分	監査結果内容	措置状況
1	指摘事項	<p>■時間外勤務手当の支給について 同一支給割合で複数科目から支出している時間外勤務手当について、各科目ごとの端数処理を誤ったために、時間外勤務手当の支給を誤ったもの</p>	<p>誤りのあった時間外勤務手当について、平成30年3月14日付けで勤務実績報告書の訂正依頼を行い、平成30年4月分の給料支給の際に是正する手続きを完了した。 今後、時間外勤務手当の支出が複数科目から生じる場合には、端数処理に特に注意するとともに、時間外勤務命令簿と勤務実績報告書の突合を2名体制で行い、誤りを防止する。</p>